

第3期登米市教育振興基本計画
【令和8年度～令和12年度】

令和8年度
登米市教育基本方針

令和8年2月

登米市教育委員会

令和8年度 登米市教育基本方針

登米市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、「第3期登米市の教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「大綱」という。）を令和7年度に策定し、本市の目指す姿を定めたほか、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、「第3期登米市教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

大綱及び基本計画においては、本市の令和12年度までの教育行政の方向性について、3つの基本目標と8の施策の基本方向で構成した教育施策を示しています。

本市の目指す姿の実現に向けて掲げた基本目標を達成するため、施策の基本方向ごとの基本的取組のほか、毎年度の重点的取組を示すことで、教育課題を踏まえた教育施策の実現を図るため、「登米市教育基本方針」を定めるものです。

目指す姿

ふるさと「登米」を愛し、誇りを持ち、未来に向かって道を切り拓く、心身ともに元気で持続可能な社会の創り手・担い手となる「登米人」が育っています。

そして、自立・協働・創造する人づくりを基にした教育が展開され、人々の強い絆のもとに、一人一人が幸福感や生きがいを持ち、生涯にわたって学び続け、文化や伝統を守り、育む地域社会が形成されています。

基本目標

- 目標1 自らの夢の実現に向けて、自ら「気づき」「考え」「行動」できる、たくましい人間を育む
- 目標2 学校・家庭・地域の教育力の向上と連携の強化や協働の推進を図り、社会全体で子どもを守り育て、生涯を通じて学び続けることができる環境をつくる
- 目標3 私たちが生まれ育つ「登米」の素晴らしさを認識し、歴史が培ってきた文化や規範を尊重するとともに、思いやりの心にあふれた人と人とのつながりの深い地域社会をつくる

施策の基本方向

- 1-1 豊かな人間性や社会性と健やかな体の育成
- 1-2 学ぶ力・自立する力の育成
- 1-3 多様なニーズに対応し、誰一人取り残さない教育の推進
- 2-1 信頼され魅力ある教育環境づくり
- 2-2 学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる環境づくり
- 3-1 心豊かな生活に向けた生涯学習の充実
- 3-2 地域の活力を醸成するスポーツ活動の推進
- 3-3 文化財保護と文化・芸術活動の充実

豊かな人間性や社会性と健やかな体の育成

方向性

- (1) 児童生徒がたくましく社会を生き抜いていくため、心身の調和のとれた発達を目指し、自他の命を大切にし、互いに尊重し合う心や社会の一員としての規範意識、美しいものや自然に感動する心など、豊かな心を育みます。
- (2) 東日本大震災の経験を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した防災意識の向上と災害発生時に、児童生徒が自助の意識と共助の意識をともに高めるように努めます。
- (3) 災害時の避難所等として役割を果たす学校施設の安全安心な環境の保全に努めるとともに、地域と連携した防災・安全体制の整備を進めます。
- (4) 特別の教科「道徳」の授業を要に、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図り、児童生徒がより良く生きるための基盤となる道徳性を養うことにより、いじめや不登校の未然防止に努めます。
- (5) いじめや不登校等の対応については、専門カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談の体制を充実させ、問題の背景にある環境（学校・家庭・地域等）に働きかけるなど関係機関との連携を進めます。また、全ての児童生徒の学びを保障するため、校内支援、訪問支援員の訪問による学習支援及び心のケア等、専門職員も含め情報や対策について共通認識を持ち、児童生徒一人一人の状況に寄り添った支援体制の充実を図ります。
- (6) こどもたちが生涯にわたり、主体的に運動やスポーツに取り組めるよう、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、心身の健康の保持増進を図るとともに、体を動かす楽しさや喜びを感じることを通して、運動習慣の定着と学校体育の充実を図り、体力・運動能力の向上に取り組めます。
- (7) 食を通じた心身の健全な育成に向けて、食に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けて実践するため、食育の推進を図ります。

基本的取組

- 1 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進
- 2 感性豊かでたくましい心を持つこどもの育成と支援
- 3 健康な体づくりと体力・運動能力の向上に向けた支援

《令和8年度重点的取組》

2 感性豊かでたくましい心を持つこどもの育成と支援における

「いじめ・不登校等への対応、心のケアの充実」の取組

本市における長期欠席児童生徒の人数は、コロナ禍以降、増加の一途をたどっており、不登校児童生徒出現率においては、小・中学校ともに全国の割合よりも高い状況が続いています。

令和8年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- ◎ 教育活動全体を通じて平和・人権尊重の精神や児童生徒の相手への気遣いや思いやり等の道徳性を育み、未来に向けて主体的に生きるための育成に取り組めます。
- ◎ 新たな不登校を生まない取組及びいじめの未然防止の取組として「行きたくなる学校づくり」を継続し、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」に取り組めます。
- ◎ 居心地のよい学級・学校を目指し、年2回実施する hyper-QU の結果を基に児童生徒一人一人の状況把握と学級や学校生活での対策・支援を行い、いじめや不登校の未然防止に努めていきます。
- ◎ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等との連携強化を図り、児童生徒、保護者のための心のケアに取り組めます。
- ◎ さくらの木（けやき教室・心のケアハウス）の活用を進める啓発活動を継続するとともに、さくらの木での個別指導や訪問指導による学習支援を更に充実させ、将来的な社会的自立に向けた支援に取り組めます。

学ぶ力・自立する力の育成

方 向 性

- (1) 児童生徒が「学ぶことに興味・関心を持つこと」、「授業の中で見通しを持って粘り強く取り組むこと」、「自己の学習を振り返って次に繋げる学びをすること」といった、自ら学んだことを生かそうとする、学びに向かう力、人間性などを育てます。
- (2) 登米市学習スタンダードの活用による授業づくりを推進するとともに、幼・保・こ・小・中と社会との連携・接続を図りながら、主体的・対話的で深い学びを通して、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力を育み、多様な個々の状況に応じた学びの実現を目指します。
- (3) 学力向上に資するPDCAサイクルを強化し、市学力調査等の実施及び結果分析を踏まえ、各校における指導の見直しや、評価につなげるとともに、実態に応じた授業改善を推進します。
- (4) ICTを活用した学びを効果的に取り入れることにより、情報活用能力の育成や、急速に変化する社会への対応力と生き抜くための力を育成します。タブレット端末等を有効活用することにより、児童生徒の興味・関心や習熟度に応じた質の高い多様な学びを推進します。
- (5) 幼児期において健康な生活は、全身を使っての遊びとバランスのとれた食事、十分な睡眠が大切です。基本的な生活習慣を身に付けるための生活体験等を通じた幼児教育の充実を図ります。
また、幼児に安全で安心な教育環境を提供するため、施設の適正な配置や施設の維持管理に努めるとともに、子育て支援対策と連動しながら、保護者のニーズに寄り添った幼稚園の運営に取り組みます。

基本的取組

- 4 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長
- 5 幼児教育の充実

《令和8年度重点的取組》

4 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長における

「主体的・対話的で深い学び」につながる、 「より分かる授業づくり」の実践

これまで登米市学習スタンダードに基づいた授業改善を図ることで、市内全児童生徒へのアンケート調査において、「授業がよく分かる」「分かる」と回答した割合は9割を超えています。しかし、全国学力学習状況調査や登米市標準学力調査ともに、全国平均を下回っている状況です。課題の一つとして、授業以外の学習時間が少ないことやテレビやスマートフォン、ゲーム機等の視聴時間が多いことがあげられます。望ましい学習習慣や学習した内容の定着を図るため、基本的な生活習慣の確立とともに課題の効果的な課し方を工夫する必要があります。

すべての児童生徒が分かる喜びや学ぶ楽しさを実感するとともに、基礎的な学力の定着と活用する力の伸長のためには、「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業づくりを、さらに推進していく必要があります。今後も、子どもたちの更なる学力向上を目指し、指導の改善に取り組んでいく必要があります。

令和8年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- ◎ 全国学力・学習状況調査及び市標準学力調査では、引き続き、課題分析に確実に取り組み、「確かな学力」の育成に向けた授業改善を推進します。
- ◎ 登米市学習スタンダードに基づく授業づくりと「主体的・対話的で深い学び」につながるICTを効果的に組み合わせた指導の展開を図り、より「分かる授業づくり」を進展させるとともに、ICTを積極的に活用し、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる環境を整え、家庭学習や教室以外で学習する場合も含め児童・生徒個々の学習ニーズに対応した学習支援を拡充します。
- ◎ 学習の習慣化のため、目的や状況に合った適切な課題提示を工夫するなど補充・発展的な学習を充実させ、学習内容の定着を図ることで自立した学習者を育成します。

多様なニーズに対応し、誰一人取り残さない教育の推進

方 向 性

- (1) 特別な支援が必要なこどもの自立と社会参画に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備に取り組みます。
- (2) こどもが抱える課題に適切に対応し、その持てる力や可能性を伸ばし、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導と必要な支援の充実を目指します。
- (3) 特別な支援を要するこどもたちが増加している現状から、幼稚園・保育所・こども園等と小学校の情報共有を図るとともに、小中学校間の教員間で連携を深め、支援体制の充実を図ります。
- (4) 障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持つすべてのこどもたちの心豊かな生活と共生社会（インクルーシブ社会）の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な状況に応じたきめ細かな教育を展開します。

基本的取組

- 6 特別な支援を必要とするこどもへのきめ細かな教育の推進

《令和8年度重点的取組》

6 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進における

「幼・保・こ・小・中・高の連携と、関係機関による情報の共有」の取組

多様な教育課題を抱え、特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、その対応にあたっては、インクルーシブ教育の理念の元、一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じたよりきめ細かい個別の指導・支援体制の充実を図って行く必要があります。また、円滑な接続と学校生活への適応支援のため、各校種間及び関係機関との連携による情報の共有と活用が求められます。

令和8年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- ◎保育所・幼稚園・こども園・児童クラブと小・中学校が参加する中学校区の連絡会並びに中高連絡会開催の取組を継続し、特別な支援を必要とする児童生徒の情報共有を行い、切れ目のない支援に取り組んでいきます。
- ◎各学校における特別支援教育やインクルーシブ教育への理解促進を進めるとともに、校内支援体制の充実及び校内研修等による教職員の指導力向上を図ります。

信頼され魅力ある教育環境づくり

方 向 性

- (1) 多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図るため、高度な教育的実践力はもとより、その基盤となる教育への情熱、こどもたちに対する教育的愛情や深い理解、そして社会の変化に適応するための知識及び技能など、教員の能力の総合的な向上を図ります。
- (2) 少子化によって児童生徒数が減少する中で、児童生徒が、多様な考えに触れ、切磋琢磨することで社会の形成者としての基本的資質を伸ばすことのできる学校づくりを目指し、人間関係の固定化など小規模校に起因する教育課題の解決を図るため、中長期的な視点で学校施設の適正規模・適正配置を推進します。
- (3) 児童生徒が、安全な環境で学習するため、老朽化している学校施設の修繕や改修など、計画的な整備に取り組みます。
- (4) DX化が進展する社会の担い手として必要となる、デジタルツールを効果的に活用して自ら課題を見つけ解決する力を伸ばしていくために、『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な実現を目指します。ICTの学習環境として、タブレット端末等を有効活用することにより、児童生徒の興味・関心や習熟度に応じた質の高い多様な学びを推進し、環境整備を図るとともに教員のスキルアップを図ります。
- (5) 家庭や地域の信頼に応え、連携を深めながら児童生徒たちの成長を支えていくため、地域に開かれた地域とともにある学校づくりを進めます。

基本的取組

- 7 教員が学び続けるための体系的な研修の推進
- 8 児童生徒の実情に応じた望ましい学習環境の整備

《令和8年度重点的取組》

8 児童生徒の実情に応じた望ましい学習環境の整備における

「適正な児童生徒数の確保による学校教育施設の適正配置の推進」の取組

本市の小・中学校では、平成27年11月に策定した登米市立小中学校再編基本方針に定める学校像「児童生徒が、多様な考えに触れ、切磋琢磨することで社会の形成者としての基本的資質を伸ばすことのできる学校」を目指しています。

この学校像の実現のためには、市と連携のもと、複式学級の解消をはじめ学校の適正規模を確保し、将来的な児童生徒数の見通しを踏まえた学習環境の整備を進める必要があります。

令和8年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- ◎ 登米市立小中学校等再編構想の前期計画地域のうち、米山及び南方地域の小学校においては、統合に向けた具体的な事項について、引き続き開校準備委員会で協議・検討を進めます。
- ◎ 後期計画地域の中田、迫地域の小学校については、段階的な再編も含めて地域の実情を踏まえながら、保護者や地域の方々との合意形成に向けて取り組みます。
- ◎ 中学校再編については、少子化に伴い生徒数が急激に減少していることを踏まえ、生徒数の見通しに応じた中学校の適正規模、通学区域を考慮した再編計画の見直しに取り組みます。

学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる環境づくり

方向性

- (1) 学校・家庭・地域の協働の取組を更に充実・発展させ、学校・家庭・地域の連携・協働により、安全で安心して子どもを育てる環境づくりを進めます。
- (2) 学校運営への地域住民等の参画を促進して地域の声を学校運営に生かし、地域の実情を踏まえた地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール）を進めます。
- (3) 中学生がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じ、関係団体と連携しながら、部活動の地域連携や地域展開に向けた一体的な環境整備に取り組めます。

基本的取組

- 9 地域とともにある学校づくりの推進
- 10 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

《令和8年度重点的取組》

9 地域とともにある学校づくりの推進における

「コミュニティ・スクールの推進」の取組

本市においては、全ての小・中学校で学校運営協議会が設置されており、学校運営協議会において、地域と目標やビジョンを共有しながら、「地域とともにある学校づくり」が進められています。予測不可能な時代を迎えた今、地域の実情や課題を踏まえ、家庭や地域と連携・協働し、地域の特色を生かし、地域とともに歩む学校づくりを一層進めていくことが求められています。

また、学校を取り巻く喫緊の課題は多様かつ複合的になっており、保護者や地域の人々と一体となって解決に取り組むことが不可欠となっています。そのため、家庭や地域との協働による教育活動や、学校運営の改善に向けた実効性の高い取組を行っていくため、学校運営協議会での熟議をより充実させるとともに、学校・保護者・地域の学校運営への幅広い参画と協働活動の充実を図る必要があります。

令和8年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- ◎ コミュニティ・スクールの推進のため、先進的な事例や熟議の内容紹介等を通して、学校と地域とが一体となって児童生徒を育む「地域とともにある学校づくり」の意義や学校運営協議会の組織づくり等への理解をより深められるよう学校管理職や運営協議会委員に向けた研修会を開催し、支援に取り組めます。

心豊かな生活に向けた生涯学習の充実

方 向 性

- (1) 市民一人一人が、ライフスタイルに合わせて学習機会を選び、学習できるよう、生涯学習に係る学習情報の収集と提供に努め、総合的な生涯学習推進を図ります。
- (2) 市民ニーズの多様化・高度化に対応した取組や社会の変化に対応した学習機会や情報を提供します。
- (3) 各世代の指導者の育成や、学習活動に取り組む市民の掘り起こしのほか、意欲的な市民がボランティア等で活躍できるように支援します。
- (4) こどもの心身の成長のため、ジュニア・リーダーの育成や、青少年健全育成活動を支援します。
- (5) 指定管理制度による公民館等の運営を継続し、効率的な管理運営と計画的な施設修繕のほか、図書館サービスの向上と図書館整備を推進します。
- (6) 公民館等社会教育施設の適正な配置と長寿命化に向けて、維持修繕や機能移転、集約化等を進め、効率的な管理運営を行うとともに、あらゆる世代の活動拠点づくりに取り組みます。

基本的取組

- 11 生涯学習機会の提供と人材育成の支援
- 12 生涯学習を支援する環境づくりの推進

《令和8年度重点的取組》

11 生涯学習機会の提供と人材育成の支援における

「公民館等を拠点とした社会教育事業の展開」の取組

公民館等を地域の活動拠点として、誰もが参加しやすく学びたい気持ちに応えられるような生涯学習機会を提供してまいります。

令和8年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- ◎公民館等と運営や各年代層に応じた社会教育事業の展開について情報共有し、住民ニーズの把握や公民館等職員への社会教育主事の資格取得を支援することで、公民館事業の質の向上を図ります。

地域の活力を醸成するスポーツ活動の推進

方 向 性

- (1) 日常的に身体活動やスポーツ活動を行う習慣づくりと、心身の健康と体力・運動能力の向上を図り、スポーツを通じて交流を深めながら、健康で活力に満ちたコミュニティづくりを推進します。
- (2) 総合型地域スポーツクラブや、各スポーツ団体等の活動を支援し、市民が、いつでも、どこでも、スポーツに気軽に親しみ身近に楽しめる環境づくりを促進します。
- (3) スポーツ少年団活動への支援と、中学校部活動の地域展開に向けた指導者の育成に対する取組を推進します。
- (4) スポーツ施設の適正な配置と長寿命化に向けて、維持修繕や機能移転、集約化等を進め、効率的な管理運営を行うとともに、あらゆる世代の活動拠点づくりに取り組みます。

基本的取組

- 13 こどもの健全育成に向けたスポーツ活動の推進
- 14 生涯にわたる健康づくりと競技力の向上に向けたスポーツ活動の推進
- 15 スポーツ活動の充実に向けた環境づくりの推進

《令和8年度重点的取組》

13 こどもの健全育成に向けたスポーツ活動の推進における

「こどもの体力・運動能力の向上」の取組

市内小中学校の児童生徒においては、肥満傾向児の割合が国及び県平均を上回っており、体力・運動能力の低下が懸念されることから、スポーツ活動を行う習慣づくりを支援していく必要があります。

令和8年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- ◎幼少期から楽しみながら積極的に体を動かす機会として「元気とめ!!スポーツ大会」等で多彩な種目や多世代との交流活動を通じ、体を動かすことへの興味・関心を高め、スポーツを始めるきっかけづくりに取り組みます。
- ◎「あすチャレ!スクール」でのパラアスリートとの交流を通じ、夢や目標に向かって何事にもチャレンジする心を育みます。
- ◎地域において児童生徒がスポーツに親しむスポーツ少年団活動や中学校部活動の地域展開による地域クラブの活動を支援し、心身の健全な育成を図ります。

文化財保護と文化・芸術活動の充実

方 向 性

- (1) 本市に伝わる豊かな文化遺産を後世に引き継ぐための保護・保存を行うとともに、広く情報を発信し、文化・芸術及び文化財の観光資源としての活用に取り組みます。
- (2) 市民のだれもが文化・芸術に広く関わるができるよう、市民参加による文化・芸術活動の機会の提供を推進します。
- (3) 豊かな感性を育む環境づくりに努めるとともに、地域に伝わる伝統芸能や文化の継承についても、郷土の歴史への関心を高め、理解を深める活動に取り組み、保存・継承に取り組みます。
- (4) デジタル技術を利用した文化財の魅力発信など、地域の貴重な文化財を効果的に活用するよう取り組みます。

基本的取組

- 16 文化・芸術の鑑賞や発表の機会の充実と支援
- 17 文化財の保存・継承と活用の推進

《令和8年度重点的取組》

17 文化財の保存・継承と活用の推進における

「文化財の調査研究と保存活用」の取組

文化財の展示保管拠点施設である歴史博物館及び登米懐古館等において、歴史資料等の保存・公開に努めています。

また、地域の特色ある歴史を伝える資料館等の円滑な運営にも取り組んでいます。

これらの施設や備品等については、経年劣化が進んでいることから、計画的な改修等を行い、資料の適切な保存と安全な公開の環境を整えていくことが必要です。

有形文化財の保存と公開に努めるとともに、少子高齢化による担い手不足や発表機会の減少などにより、地域伝承文化の継承が難しくなっていることから、市の貴重な財産である地域独自の伝統を次世代へ継承する取組を支援していく必要があります。

令和8年度における主な取組のうち重点的取組は、以下のとおりです。

- ◎ 文化財の保護・保存及び活用のため、歴史資料館等の維持修繕に取り組むとともに、本市に伝わる貴重な歴史資料等の調査研究と公開に努めるなど、地域の歴史文化に対する理解の向上に取り組みます。
- ◎ 国指定重要有形文化財「旧登米高等尋常小学校校舎」の耐震対策事業の実施など文化財の保存に取り組みます。
- ◎ 地域伝承文化振興方策に基づき、民俗芸能団体等への支援を継続しながら、児童生徒の発表の場を増やし担い手の育成を図るとともに、地域で受け継がれてきた伝承文化を映像に記録し後世に残す取組も進めてまいります。また、民俗芸能に触れる機会を通して愛護思想の普及を図ります。

- ◎埋蔵文化財を保護するため、開発行為や大規模事業計画に伴う協議や発掘調査等を実施し、適切な保存に取り組みます。
- ◎文化財を「観光」や「まちづくり」などの関連分野で活かす可能性を探り、その利用価値を高める取り組みを行います。

